

領事手数料の改定について

平成27年3月26日

在スラバヤ日本国総領事館

今年4月1日（水）から領事手数料の改定を予定しておりますので、以下のとおり、主なものについてお知らせ致します。

なお、手数料は申請を受け付けた日で決定されるため、4月1日以降に旅券・証明等の申請を受け付けた場合は、交付時に平成27年度の手数料を頂戴致します。

（参考）3月31日に10年旅券申請受付、4月3日交付の場合 → Rp. 1, 680, 000
（平成26年度手数料）

（単位：ルピア）

| 申請区分 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|-------------|-------------|
| 1. IC旅券 | | |
| （1）10年旅券 | 1, 680, 000 | 1, 760, 000 |
| （2-a）5年旅券 | 1, 160, 000 | 1, 210, 000 |
| （2-b）申請時12歳未満 | 630, 000 | 660, 000 |
| （3）査証欄増補 | 260, 000 | 270, 000 |
| 2. 証明 | | |
| （1）在留証明 | 130, 000 | 130, 000 |
| （2）出生・婚姻等の証明 | 130, 000 | 130, 000 |
| （3）署名証明 | 180, 000 | 190, 000 |
| 3. 査証（ビザ） | | |
| （1）一般入国査証 | 320, 000 | 330, 000 |
| （2）数次入国査証 | 640, 000 | 660, 000 |
| （3）通過査証 | 70, 000 | 80, 000 |

旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。平成26年度は10,000ルピア当たり95円でしたが、平成27年度は91円となっております。

在スラバヤ日本国総領事館

電話：031-5030008

FAX：031-5023007

e-mail：ryoji@sb.mofa.go.jp

在スラバヤ日本国総領事館ホームページ

<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>

以上